

小野町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本台帳人口 (令和5年1月1日)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B/A	(参考) 3年度の人件費率
4年度	人 9,313	千円 5,637,267	千円 275,809	千円 875,199	% 15.5	% 15.7

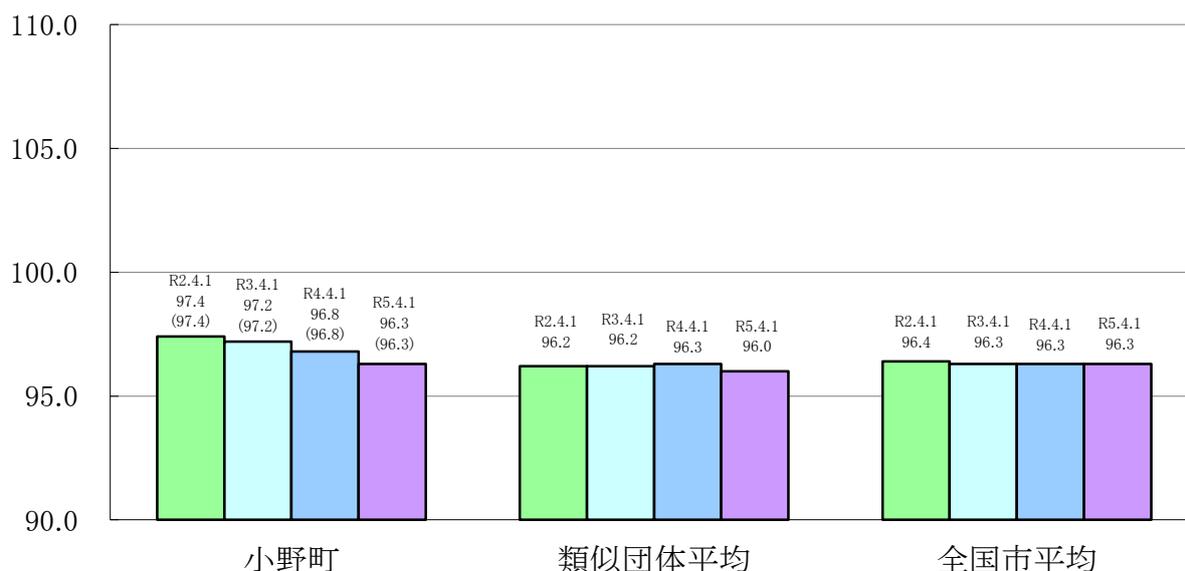
(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 A	給 与 費			
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B
4年度	人 87	千円 320,616	千円 66,048	千円 130,203	千円 516,867

(参考)一人当た り給与費 B/A	(参考)類似団 体平均一人当 たり給与費
千円 5,941	千円 5,503

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数については、令和4年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、再任用職員（短時間勤務）及び会計年度任用職員を含まない。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員及び再任用職員（短時間勤務）の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
 2 () 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較する

ため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。

(補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給率) / (1+国の指定基準に基づく地域手当支給率)により算出。)

3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

※ 令和5年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

--

(4) 給与改定の状況 ※人事委員会を設置しておらず、県に準じて給与改定を実施している。

①月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A - B	勧告 (改定率)		
年度	円	円	円 (%)	%	%	%

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額である。

②特別給(期末・勤勉手当)

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A - B	勧告 (改定月数)		
年度	月	月	月	月	月	月

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

[実施 未実施]

実施内容(平均引下げ率、実施(実施予定)時期、経過措置の有無等具体的な内容(未実施の場合には、その理由))

(給料表の改定実施時期) 令和5年12月13日(令和5年4月1日遡及適用)

(内容) 行政職の給料表については、県人事委員会勧告に準じて改定を行い、初任給を中心に若年層に重点を置きつつ、全ての号給の給料月額を上げた。

技能労務職の給料表については、行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施した。

②地域手当の見直し

実施内容（国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合）

※地域手当の制度がないため、支給していない。

③その他の見直し内容

通勤手当について、県と同様に見直しを実施。（令和5年4月1日）

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和5年4月1日現在）

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
小野町	42.0歳	305,600円	353,862円	322,725円
福島県	43.0歳	326,400円	409,213円	357,253円
国	42.4歳	322,487円	—	404,015円
類似団体	40.9歳	299,859円	353,902円	324,003円

(注) 1 「平均給料月額」とは、令和5年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（令和5年4月1日現在）

区分		小野町	福島県	国
一般行政職	大学卒	189,500円	196,100円	185,200円
	高校卒	157,900円	162,400円	154,600円
技能労務職	高校卒	140,500円	160,400円	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（令和5年4月1日現在）

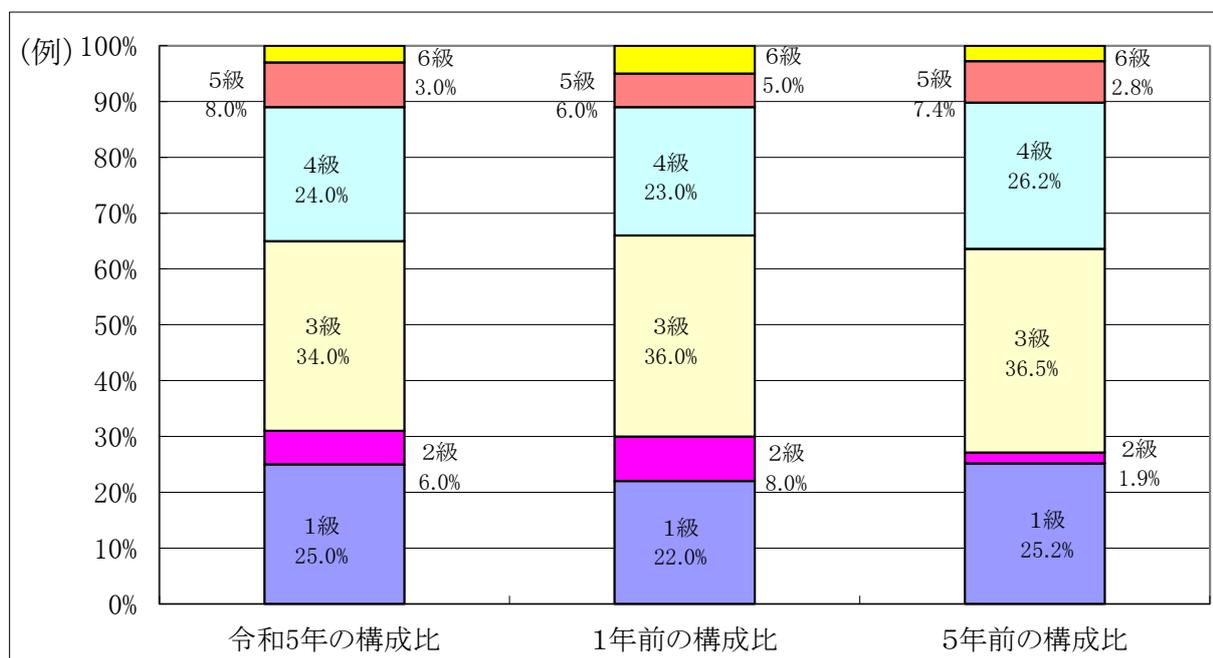
区分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	—	—	—	—
	高校卒	221,050円	323,400円	—	361,750円
技能労務職	高校卒	—	—	—	—

3 一般行政職の級別職員数等の状況

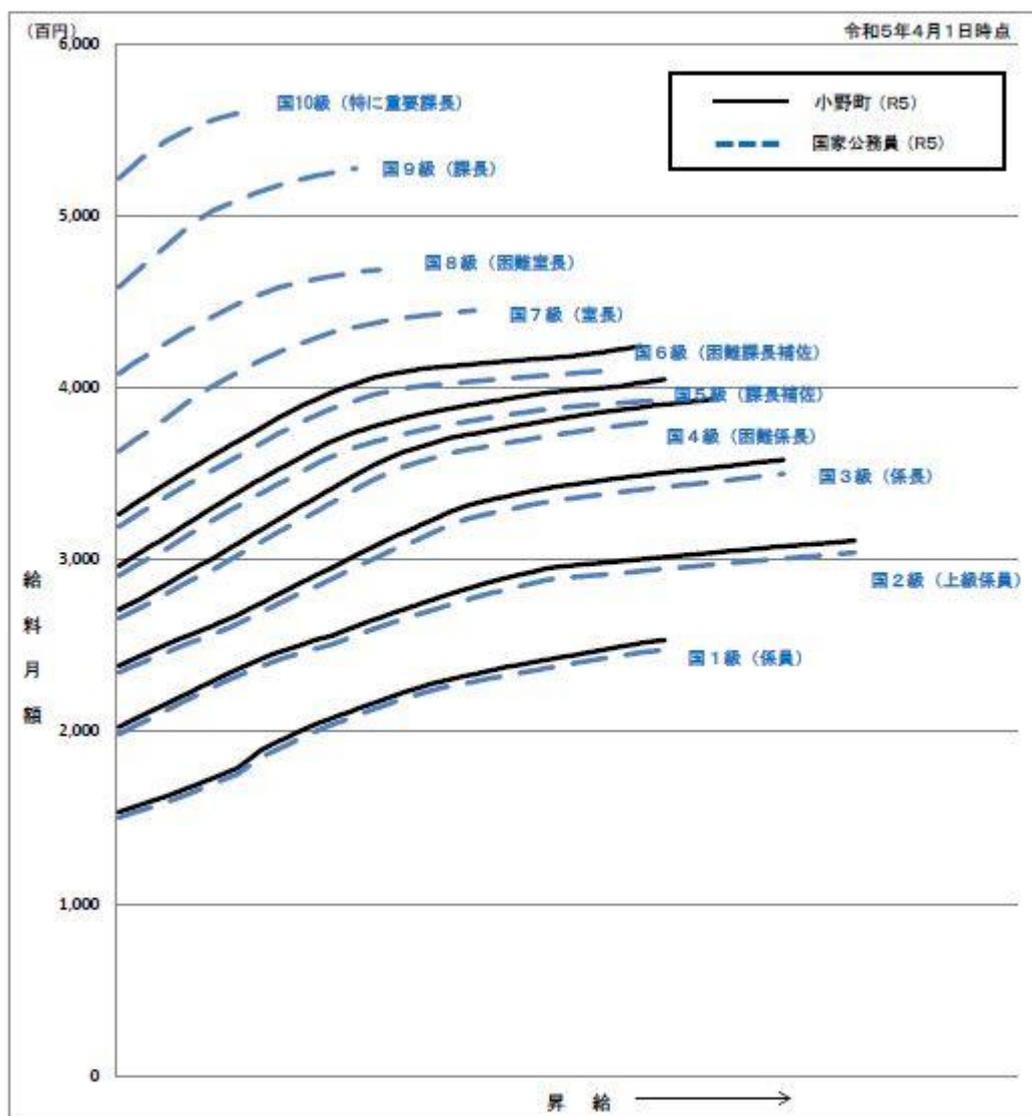
(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和5年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1級	主事の職務	25人	25%	153,300円	253,300円
2級	主査の職務	6人	6%	202,700円	311,100円
3級	副主幹、主任主査の職務	34人	34%	238,300円	358,200円
4級	副課長、主幹の職務	24人	24%	270,900円	393,300円
5級	会計管理者、課長、出納室長の職務	8人	8%	296,300円	404,900円
6級	総務課長、職務の内容が総務課長と同等と認められる職務	3人	3%	326,400円	424,100円

- (注) 1 小野町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和5年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況（一般行政職）（小野町）

令和5年度中における運用	管理職員		一般職員	
	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分				
上位、標準、下位の区分	○	○	○	○
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

小野町	福島県	国
1人当たり平均支給額（令和4年度） 1,485千円	1人当たり平均支給額（令和4年度） 1,622千円	—
（令和4年度支給割合） 期末手当 2.40月分 勤勉手当 1.95月分 （1.35）月分 （0.95）月分	（令和4年度支給割合） 期末手当 2.40月分 勤勉手当 1.95月分 （1.35）月分 （0.95）月分	（令和4年度支給割合） 期末手当 2.40月分 勤勉手当 2.00月分 （1.35）月分 （0.95）月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15～25%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15～25%

（注）（ ）内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）（小野町）

令和5年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している				
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率				
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない	○		○	
活用予定時期	未定		未定	

(2) 退職手当（令和5年4月1日現在）

小野町			国		
（支給率）	自己都合	定年・勸奨	（支給率）	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度	47.709月分	47.709月分	最高限度	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置（2%～20%加算）			定年前早期退職特例措置（2%～45%加算）		

（注）退職手当の支給率は、福島県市町村総合事務組合「市町村職員の退職手当に関する条例」で定められています。

(3) 地域手当（令和5年4月1日現在）

該当ありません。

(4) 特殊勤務手当（令和5年4月1日現在）

該当ありません。

(5) 時間外勤務手当

支給実績（令和4年度決算）	37,585千円
職員1人当たり平均支給年額（令和4年度決算）	433千円
支給実績（令和3年度決算）	35,067千円
職員1人当たり平均支給年額（令和3年度決算）	366千円

（注） 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（令和4年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む

(6) その他の手当（令和5年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和4年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和4年度決算)
扶養手当	配偶者・子以外 6,500円 子 10,000円 特定加算 5,000円	同じ		8,284千円	218,000円
住居手当	自ら居住するための住宅を借り受け月額9,500円を超える家賃を支払っている職員 ・月額20,500円以下の家賃 家賃－9,500円 ・月額20,500円を超える家賃 (家賃－20,500円)×1/2+11,000円 支給限度額28,000円	異なる	支給要件及び支給額	3,699千円	284,538円
通勤手当	公共交通機関利用者 運賃総額が64,000円以下の時は運賃相当額を支給（64,000円を超える時は超えた額の1/2を64,000円に加算した額を支給） 自動車等を利用する場合は通勤距離に応じて2,600円～60,700円を支給	異なる	使用距離区分及び支給額	5,503千円	98,267円
寒冷地手当	・世帯主（扶養あり） 17,800円 ・世帯主（扶養なし） 10,200円 ・その他 7,360円	同じ		5,074千円	57,011円
宿日直手当	宿日直勤務1回につき4,500円	異なる	支給額	504千円	15,750円

5 特別職の報酬等の状況（令和5年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等	
給 料	町 長	790,000 円 (- 円)	(参考) 類似団体における最高/最低額 870,000 円 / 396,000 円
	副町長	632,000 円 (- 円)	680,000 円 / 360,000 円
報 酬	議 長	307,000 円 (- 円)	355,000 円 / 199,000 円
	副議長	245,000 円 (- 円)	316,000 円 / 168,000 円
	議 員	225,000 円 (- 円)	301,000 円 / 150,000 円
期 末 手 当	町 長 副町長	(令和4年度支給割合) 3.25月分	
	議 長 副議長 議 員	(令和4年度支給割合) 3.25月分	
退 職 手 当	町 長 副町長	(算定方式) (1期の手当額) (支給時期)	
	備 考	給料月額×在職月数×48/100 18,201,600 円 任期毎	
		給料月額×在職月数×29/100 8,797,440 円 任期毎	

- (注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

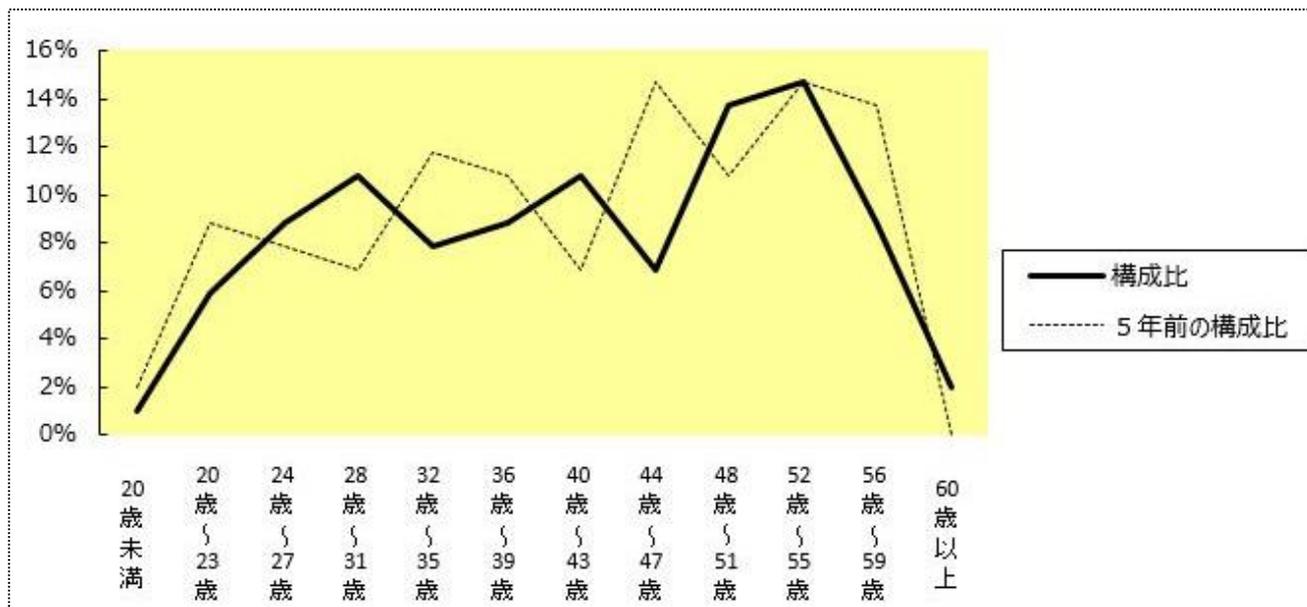
(各年4月1日現在)

部 門	区 分	職 員 数		対 前 年 増 減 数	主 な 増 減 理 由	
		令和5年	令和4年			
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議 会	2	2	0	
		総 務	25	26	△1	総務課：県派遣終了
		税 務	6	6	0	
		労 働	0	0	0	
		農 林 水 産	6	5	1	産業振興課：課の担当再編（商工観光担当、農政振興担当兼農地林務担当から商工観光担当、農政振興担当、農地林務担当に再編）
		商 工	2	2	0	
		土 木	9	9	0	
		民 生	21	21	0	
		衛 生	9	4	5	町民生活課：課の担当再編（町民担当、環境安全担当から町民担当、防災・安全担当、環境担当に再編）、※田村広域行政組合解散による採用者あり
		計	80	75	5	<参考> 人口1万当たり職員数 85.90 人 (類似団体の人口1万当たりの職員数 115.24人)
	教育部門	12	12	0		
	小 計	92	87	5	<参考> 人口1万人当たり職員数 98.78 人 (類似団体の人口1万当たりの職員数 138.01 人)	
公 営 企 業 計 等 部 門	水 道	2	2	0		
	そ の 他	8	8	0		
	小 計	10	10	0		
合 計		102	97	5	<参考> 人口1万当たり職員数 109.52人	
		[147]	[147]			

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（令和5年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	1人	6人	9人	11人	8人	9人	11人	7人	14人	15人	9人	2人	102人

(3) 職員数の推移

（単位：人・％）

部門別 \ 年度	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	85	86	83	82	75	80	△5 (△5.9%)
教育	16	15	15	14	12	12	△4 (△25%)
普通会計計	101	101	98	96	87	92	△9 (△8.9%)
公営企業等会計計	10	9	9	9	10	10	0 (0.0%)
総合計	111	110	107	105	97	102	△9 (△8.1%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。